### 監査の結果により講じた措置について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県教育委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成24年4月20日

 神奈川県監査委員 真 島 審 一

 同 髙 岡 香

 同 長 峯 徳 積

 同 堀 江 則 之

 同 飯 田 誠

- 1 監査実施箇所名 教育局企画調整部
- 2 監査実施日 平成23年7月27日(平成23年6月9日、10日及び13日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表 平成23年11月4日(神奈川県公報号外第68号)神奈川県監査委員公表第16号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

#### 監査の結果

#### III. H. \*> //H

### (指導事項)

- 1 支出事務において、公用自動車賃借料に関し、契約書に定める対価の支払の時期を超えて支払っているものがあった。(企画調整課)
- 2 支出事務において、次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。(教育財務課)
  - (1) 公用自動車賃借料に関し、契約 書に定める対価の支払時期を超え て支払っているものがあった。
  - (2) 教育関係職員弔慰金等交付事務 委託料の支払に当たり、契約書に 定められた支払期日を経過し、遅 延利息を支払っているものがあっ た。

#### 措置の内容

1 指導事項については、進行管理及び契 約担当課との連絡調整が不十分であった ことによるものである。

今後は、このようなことがないよう、 執行管理一覧表等により複数の職員によ る進行管理を徹底し、契約担当課との連 絡調整を密にすることにより、適正な事 務執行に努めることとした。

- 2 指導事項の支出事務については、次のとおり措置した。
  - (1) 公用自動車賃借料の支払については、進行管理及び事業所管課との連絡調整が不十分であったことによるものである

今後は、このようなことがないよう、 複数の職員による点検や相互の進行管理を徹底し、事業所管課との連絡調整 を密にすることにより、適正な事務執 行に努めることとした。

(2) 教育関係職員弔慰金等交付事務委託 料の支払については、進行管理及び事 業所管課等との連絡調整が不十分であ ったことによるものである。

教育関係職員弔慰金等交付事務委託 は平成22年度で廃止したが、今後他の 事務でこのようなことがないよう、複

数の職員による点検や相互の進行管理 を徹底することにより、適正な事務執 行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名 教育局教職員部
- 2 監査実施日

平成23年7月27日(平成23年6月14日及び15日職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表 平成23年11月4日(神奈川県公報号外第68号)神奈川県監査委員公表第16号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

### 監査の結果

### 措置の内容

### (指導事項)

支出事務において、教育関係職員弔 慰金等交付事務委託料の支払に当たり、 契約書に定められた支払期日を経過し、 遅延利息を支払っているものがあった。 (厚生課) 指導事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。

教育関係職員弔慰金等交付事務委託は平成22年度で廃止したが、今後他の事務でこのようなことがないよう、複数の職員による確認や進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名 教育局支援教育部
- 教育 同文 援教 官 2 監査 実施 日

平成 23 年 7 月 27 日 (平成 23 年 6 月 20 日職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表平成23年11月4日(神奈川県公報号外第68号)神奈川県監査委員公表第16号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

### 監査の結果

# 措置の内容

### (指導事項)

- 1 財産管理事務において、立木に係 る教育財産台帳を備えていなかった。 (子ども教育支援課)
- 2 予算の執行において、手話通訳料 に係る支出負担行為を履行確認後に 行っていた。(特別支援教育課)
- 1 財産管理事務については、教育財産の 管理等に関する規程の理解が不十分であ ったことによるものであり、現在、立木 に係る教育財産台帳を作成中である。

今後は、このようなことがないよう、 関係規程の理解の向上を図るとともに、 複数職員による確認体制を強化し、適正 な事務執行に努めることとした。

2 指導事項については、関係規定の理解 が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、 関係規定の周知徹底を図り、複数の職員 による確認体制を強化することにより、

- 1 監査実施箇所名 神奈川県立近代美術館
- 2 監査実施日

平成23年4月22日(平成23年2月17日職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表 平成23年11月4日(神奈川県公報号外第68号)神奈川県監査委員公表第16号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

| 監査の結果   | 措置の内容  |
|---|--|
| (指導事項)<br>契約事務において、複数年度を借用<br>期間とする自動体外式除細動器の賃貸<br>借契約に当たり、自動更新条項付きの<br>単年度契約を締結していた。 | 指導事項については、関係法令の理解不足により、契約手続を誤ったものである。<br>今後は、関係法令の周知徹底を図り、複数の職員による確認を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。 |

- 1 監査実施箇所名 神奈川県立体育センター
- 2 監査実施日

平成23年4月27日 (平成23年3月22日及び23日職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表 平成23年11月4日(神奈川県公報号外第68号)神奈川県監査委員公表第16号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

| 監査の結果  | 措置の内容   |
|--|---|
| (指導事項)<br>次のとおり、事務処理が著しく不適<br>切であった。<br>1 支出事務において、業務委託に係<br>る業務完了届出書ほか1件について、<br>日付の不適切な修正を行っていた。<br>2 屋外プールに設置されている競バ<br>用自動審判計時装置のスコアボド<br>架台の腐食により、倒壊の危険性が<br>指摘されているにもかかわらず、<br>策を施さずに屋外プールの利用を行<br>っていた。 | 指導事項については、次のとおり措置した。  1 支出事務については、適正な事務執、であった、適正な事務が、であった頼のあった頼のある。うけれる。 は対する届出書等も換えたとがである。うけれる。 を後は、不備のある日付を書き換えたとがない。 を後めることがないである。 ののあることがは、地域のあることを前ろないである。 は、者に対する記したがないのである。 ところ、は、もしているには、神強を施工し平成 23 年 6 月 30 |

日に完了した。

今後は、このようなことがないよう、 施設の危険性に関する事項については、 直ちに専門的知識を有する者等に意見・ 助言を求めることとし、適切な施設管理 に努めることとした。

神奈川県財務規則等の遵守を徹底し、複

数の職員による確認体制を強化すること

により、適正な事務執行に努めることと

- 1 監査実施箇所名 神奈川県立歴史博物館
- 2 監査実施日 平成23年4月13日(平成23年3月2日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表平成23年11月4日(神奈川県公報号外第68号)神奈川県監査委員公表第16号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

| 監査の結果   | 措置の内容  |
|---|--|
| (指導事項)<br>収入事務において、教育財産の目的<br>外使用許可に伴う使用料の調定に3月<br>を超えて遅れているものがあった。 | 指導事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。<br>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による相互の確認や進行管理を徹底するなど、適正な事務の執行に努めることとした。 |

- 監査実施箇所名 神奈川県立生命の星・地球博物館
- 2 監査実施日平成23年4月27日(平成23年3月8日及び9日職員調査)

3 財産管理事務において、教育財産

の管理等に関する規程に基づく工作

物台帳の補正が行われていなかった。

- 3 監査の結果に関する報告の公表 平成23年11月4日(神奈川県公報号外第68号)神奈川県監査委員公表第16号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

| 監査の結果   | 措置の内容   |
|---|---|
| (指導事項)<br>次のとおり誤りがあり、事務処理が<br>著しく不適切であった。<br>1 予算の執行において、地下駐車場<br>鳥糞被害防止工事に当たり、年度を<br>超えて執行しているものがあった。<br>2 収入事務において、教育財産の目 | 指導事項については、次のとおり措置した。  1 予算の執行については、神奈川県財務規則等に基づく適正な会計事務処理についての認識が徹底されていなかったこと及び工事の進行管理が不十分であったこ |
| 的外使用許可に伴う使用料が調定されていなかった。  | とによるものである。<br>今後は、このようなことがないよう、   |

した。

2 収入事務については、担当職員間の連 携及び確認が不十分であったことによる ものである。

今後は、このようなことがないよう、 担当職員が相互に点検できるようにする とともに、複数の職員による確認体制を 強化することにより、適正な事務執行に 努めることとした。

3 財産管理事務については、教育財産の管理等に関する規程の理解が不十分であったことにより、工作物台帳への登載を行うという認識がなかったこと及び台帳と現物との照合を怠っていたことによるものであり、平成23年4月19日に工作物台帳の補正を行った。

今後は、このようなことがないよう、 教育財産の管理等に関する規程等に基づ く適切な財産管理を徹底することにより、 適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名 神奈川県立鶴見総合高等学校
- 2 監査実施日 平成23年6月13日(平成23年4月18日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表平成23年11月4日(神奈川県公報号外第68号)神奈川県監査委員公表第16号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

# 監査の結果

### (指導事項)

次のとおり、事務処理が著しく不適 切であった。

- 1 予算の執行において、職員室空調機の修理に当たり、完了後に支出負担行為を行っていた。
- 2 支出事務において、次のとおり誤りがあった。
  - (1) 消耗品の購入に当たり、政府契 約の支払遅延防止等に関する法律 に定められた対価の支払時期を超 えて支払っているものがあった。
  - (2) 消耗品の購入に係る請求書の日付の修正を行っていた。

### 措置の内容

指導事項については、次のとおり措置した。

1 予算の執行については、適正な会計事務処理に対する認識が不十分であったことによるものである。

今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則にのっとった執行を徹底するとともに、複数の職員による点検や進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 2 支出事務については、次のとおりである。
  - (1) 消耗品購入の支払遅延については、 進行管理が不十分であったことによる ものであり、遅延利息を平成 23 年 9 月 30 日に相手方に支払った。

今後は、このようなことがないよう、 進行管理表を活用し、複数の職員によ る点検や相互の進行管理を徹底するこ

とにより、適正な事務執行に努めることとした。

(2) 請求書の日付の修正については、適 正な会計事務処理に対する認識が不十 分であったため、政府契約の支払遅延 防止等に関する法律に定められた対価 の支払時期を超えないよう、日付の修 正を行ったものである。

今後は、このようなことがないよう、 法令遵守及び適正な会計事務処理について改めて周知徹底するとともに、進 行管理表を活用し、複数の職員による 点検や相互の進行管理を徹底すること により、適正な事務執行に努めること とした。

- 1 監査実施箇所名 神奈川県立麻生総合高等学校
- 2 監査実施日
  - 平成23年1月17日(平成22年12月1日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表 平成23年7月29日(神奈川県公報号外第51号)神奈川県監査委員公表第14号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

#### 監査の結果

# (指導事項)

次のとおり誤りがあり、事務処理が 著しく不適切であった。

- 1 支出事務において、次のとおり誤りがあった。
  - (1) 入場料の執行に当たり、政府契 約の支払遅延防止等に関する法律 に定められた対価の支払の時期を 超えて支払っていた。
  - (2) 予期し得る経費を、限度額を超 えて立替払で処理し、立替人から の請求書のないまま支払っていた。
- 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。
  - (1) 発注書に記載された納入期限内に納入されていないものがあった。
  - (2) 分割納品された物品について、 物品検収要領に基づいた物品検査 が行われていなかった。
  - (3) 平成 22 年 3 月 31 日付け会指第 102 号会計局長通知に反し、執行 伺の決裁前に発注書を送付していた。

#### 措置の内容

指導事項については、次のとおり措置した。

- 1 支出事務については、次のとおりである。
  - (1) 入場料の執行の遅延については、関係法令等の理解が不十分であったことによるものである。

今後は、このようなことがないよう、 関係法令等の理解の向上を図るととも に、複数の職員による確認を徹底する ことにより、適正な事務執行に努める こととした。

- (2) 予期し得る経費の立替払については、 立替払に関する規定の理解が不十分で あったことによるものである。
  - 今後は、このようなことがないよう、 関係規定の理解の向上を図ることによ り、適正な事務執行に努めることとし た。
- 2 契約事務については、次のとおりである。
  - (1) 物品の納入に当たり、納入期限内の納入に漏れがあったことについては、

- 3 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。
  - (1) 石碑の設置に当たり、教育財産 の管理等に関する規程に基づく工 作物台帳の補正が行われていなか った。
  - (2) 町内会が電柱に取り付けた防犯 灯などについて、敷地内に許可な く設置されているものを放置して いた。

神奈川県財務規則の理解と物品検査の 手順遵守が不十分であったことによる ものである。

今後は、このようなことがないよう、 関係規定の理解の向上を図るととも に、複数の職員による確認を徹底する ことにより、適正な事務執行に努める こととした。

(2) 納品検査を行っていなかったことに ついては、契約事務に関する規定の理 解が不十分であったことによるもので ある。

今後は、このようなことがないよう、 関係規定等の理解の向上を図るととも に、複数の職員による確認を徹底する ことにより、適正な事務執行に努める こととした。

(3) 会計局長通知に反した発注書の送付 については、同通知の理解が不十分で あったことによるものである。

今後は、このようなことがないよう 同通知の周知徹底を図るとともに、複 数の職員による確認を徹底することに より、適正な事務執行に努めることと した。

- 3 財産管理事務については、次のとおりである。
  - (1) 工作物については、関係規定の理解が不十分であったこと、及び台帳と現況の照合が不徹底であったことによるものであり、平成22年12月1日に工作物台帳の補正を行った。

今後は、このようなことがないよう、 教育財産の管理等に関する規程等に基 づく適切な財産管理を徹底することに より、適正な事務執行に努めることと した。

(2) 防犯灯などについては、台帳と現況 の照合が不徹底であったことによるも のであり、平成22年12月14日に目的 外使用許可を、同月21日に使用承認を 行った。

今後は、このようなことがないよう、 教育財産の管理等に関する規程等に基 づく適切な財産管理を徹底することに より、適正な事務執行に努めることと した。

- 2 監査実施日
  - 平成23年5月31日(平成23年4月28日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表
  - 平成23年11月4日(神奈川県公報号外第68号)神奈川県監査委員公表第16号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

| 監査の結果  | 措置の内容   |
|--|---|
| (指導事項)<br>契約事務において、産業廃棄物の収<br>集・運搬、処分の委託契約締結に当た<br>り、適正な見積書を徴しておらず、廃<br>棄物処理及び清掃に関する法律により<br>契約書に記載すべき委託金額が明示さ<br>れていなかった。 | 指導事項については、関係法令の理解が不十分であったことによるものである。<br>今後は、このようなことがないよう、関係法令の周知徹底を図り、適正な事務執行に努めることとした。 |

- 1 監査実施箇所名
  - 神奈川県立橋本高等学校
- 2 監査実施日
  - 平成23年5月27日(平成23年4月28日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表
  - 平成23年11月4日(神奈川県公報号外第68号)神奈川県監査委員公表第16号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

| 監査の結果  | 措置の内容   |
|--|---|
| (指導事項)   | 指導事項については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。                                |
| 収入事務において、学校開放体育施設照明電気代相当額の徴収に当たり、納付期限までに納付されなかったものについて、神奈川県財務規則に定められた督促状が発行されていなかった。 | 今後は、このようなことがないよう、規則の周知徹底を図るとともに、複数職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 |

- 1 監査実施箇所名
  - 神奈川県立上溝南高等学校
- 2 監査実施日
  - 平成23年7月27日(平成23年5月23日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表
  - 平成23年11月4日(神奈川県公報号外第68号)神奈川県監査委員公表第16号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

| 監査の結果                      | 措置の内容              |
|----------------------------|--------------------|
| (指導事項)<br>次のとおり誤りがあり、事務処理が | 指導事項については、次のとおり措置し |

著しく不適切であった。

- 1 予算の執行において、現金領収した諸証明書交付手数料の納付に当たり、平成21年度の収入とすべきところ、更訂手続を行っていなかった。
- 2 収入事務において、学校開放体育施設照明電気代相当額の徴収に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づく督促状を発行していなかった。
- 3 財産管理事務において、屋外掲示板の寄付受入れに当たり、工作物として受け入れるべきところ、備品として受け入れていた。

た。

- 1 予算の執行については、収入済一覧表 の確認を適切な時期に行わなかったため、 更訂時期を逸したことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、 神奈川県財務規則にのっとった執行及び 複数の職員による確認を徹底することに より、適正な事務執行に努めることとし た。
- 2 収入事務については、財務規則の理解 が不足していたこと及び複数の職員によ る確認が不十分であったことによるもの である。

今後は、このようなことがないよう、 規則の周知徹底を図るとともに、複数の 職員による納付状況の確認を徹底するこ とにより、適正な事務執行に努めること とした。

3 財産管理事務については、教育財産の 管理等に関する規程等の理解が不足して いたことによるものである。

今後はこのようなことがないよう、物品と財産の区別について周知徹底するとともに、関係規定の理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名 神奈川県立上鶴間高等学校
- 2 監査実施日

平成23年3月1日(平成23年1月6日職員調査)

3 監査の結果に関する報告の公表

平成 23 年 7 月 29 日 (神奈川県公報号外第 51 号) 神奈川県監査委員公表第 14 号

4 監査の結果及び講じた措置の内容

### 監査の結果

### 措置の内容

#### (指導事項)

次のとおり誤りがあり、事務処理が 著しく不適切であった。

- 1 収入事務において、現金領収した 現金について、神奈川県財務規則に 定められた納付期限を過ぎて納付し ているものがあった。
- 2 支出事務において、生徒用検診器 具の借入れに当たり、適用すべき支 出科目を誤っていた。

指導事項については、次のとおり措置した。

1 収入事務については、納付期限の算定 に当たり、神奈川県財務規則の理解が不 十分であったため、指定金融機関等の非 営業日を除外して納付日を判断したこと から、納付期限を過ぎて納付したもので ある。

今後は、このようなことがないよう、 関係規定の理解の向上を図るとともに、 複数の職員による相互の進行管理を徹底 することにより、適正な事務執行に努め

ることとした。

2 支出事務については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものであり、平成23年1月20日に科目更訂を行った。

今後は、このようなことがないよう、 支出事務を行うに当たり、関係規定の理 解の向上を図るとともに、複数の職員に よる相互の進行管理を徹底することによ り、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名 神奈川県立津久井浜高等学校
- 監査実施日
   平成23年6月2日(平成23年4月27日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表 平成23年11月4日(神奈川県公報号外第68号)神奈川県監査委員公表第16号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

| 監査の結果   | 措置の内容  |
|---|--|
| (指導事項)<br>契約事務において、平成22年度コピー(印刷)用紙購入契約等に当たり、<br>請け書を徴していなかった。 | 指導事項については、職員相互の点検が不十分であったことによるものである。<br>今後は、このようなことがないよう、複<br>数職員による確認体制を強化することによ<br>り、適正な事務執行に努めることとした。 |

- 1 監査実施箇所名 神奈川県立平塚江南高等学校
- 2 監査実施日平成23年1月14日(平成22年12月8日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表平成23年7月29日(神奈川県公報号外第51号)神奈川県監査委員公表第14号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

| 監査の結果   | 措置の内容   |
|---|---|
| (指導事項)<br>次のとおり誤りがあり、事務処理が<br>著しく不適切であった。<br>1 財産管理事務において、次のとお<br>り誤りがあった。<br>(1) 石碑の設置に当たり、教育財産<br>の管理等に関する規程に基づく工<br>作物台帳の補正が行われていなか<br>った。 | 指導事項については、次のとおり措置した。  1 財産管理事務については、次のとおりである。 (1) 工作物については、関係規定の理解が不十分であったこと、及び台帳と現況の照合が不徹底であったことによるものであり、平成22年12月14日に工 |

- (2) 町内会が電柱に取り付けた防犯 灯について、敷地内に許可なく設 置されているものを放置してい た。
- 2 庶務事務において、対外運動競技 等の引率に当たり、特殊勤務手当3 件、30,600 円が支給されていなかっ た。

作物台帳の補正を行った。

今後は、このようなことがないよう、 教育財産の管理等に関する規程等に基 づく適切な財産管理を徹底することに より、適正な事務執行に努めることと した。

(2) 防犯灯については、台帳と現況の照合が不徹底であったことによるものであり、平成22年12月24日に目的外使用許可を行った。

今後は、このようなことがないよう、 教育財産の管理等に関する規程等に基 づく適切な財産管理を徹底することに より、適正な事務執行に努めることと した。

2 庶務事務については、服務の管理が不 十分であったことによるものであり、平 成23年2月16日に本人に支給した。

今後は、このようなことがないよう、 職員各自の意識の徹底を図るとともに、 複数職員による服務の確認を徹底するこ とにより、適正な事務執行に努めること とした。

- 1 監査実施箇所名 神奈川県立厚木東高等学校
- 2 監査実施日

平成23年1月13日(平成22年12月2日職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表平成23年11月4日(神奈川県公報号外第68号)神奈川県監査委員公表第16号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

### 監査の結果

### (指導事項)

次のとおり誤りがあり、事務処理が 著しく不適切であった。

- 1 予算の執行において、物品の購入 に係る支出負担行為を納品後に行っ ていた。
- 2 契約事務において、産業廃棄物処 理委託に係る支出負担行為日以前を 契約締結日とする契約を行っていた。 また、契約書の単価の記載に不備が あった。
- 3 物品管理事務において、備品出納 簿に記載された備品に所在の確認が できないものがあった。

# 措置の内容

指導事項については、次のとおり措置した。

1 予算の執行については、適正な会計事務処理に対する認識が不十分であったこと及び物品購入に係る計画性が欠如していたことによるものである。

今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の周知徹底を図り適正な会計事務処理を行うとともに、計画的な予算執行を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

2 契約事務については、適正な会計事務 処理に対する認識が徹底されていなかったこと及び職員相互の点検体制が不十分であったことによるものである。

今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則にのっとった執行を徹底するとともに、複数職員による相互の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

3 物品管理事務については、当該備品が現存しないことが確認され、その経緯も明らかでなかったため、平成23年1月13日付け会指第76号通知に基づき返納及び払出しの手続を行った。

今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の遵守を徹底し備品管理体制を強化するとともに、備品管理事務の手引等に基づき適切な備品管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名 神奈川県立厚木西高等学校
- 2 監査実施日

平成 23 年 1 月 13 日 (平成 22 年 12 月 3 日職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表 平成23年7月29日(神奈川県公報号外第51号)神奈川県監査委員公表第14号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

| 監査の結果   | 措置の内容  |
|---|--|
| (指導事項)<br>財産管理事務において、工作物の管理に当たり、教育財産の管理等に関する規程に基づく工作物台帳の補正が行われていなかった。 | 指導事項については、工作物の取扱いに<br>関する理解が不十分であったことによるも<br>のであり、平成 22 年 12 月 3 日に工作物台<br>帳の補正を行なった。<br>今後は、このようなことがないよう、教<br>育財産の管理等に関する規程等に基づく適<br>切な財産管理を徹底することにより、適正<br>な事務執行に努めることとした。 |

- 1 監査実施箇所名 神奈川県立大和西高等学校
- 2 監査実施日

平成 23 年 5 月 30 日 (平成 23 年 4 月 26 日職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表 平成23年11月4日(神奈川県公報号外第68号)神奈川県監査委員公表第16号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果 措置の内容

#### (指導事項)

収入事務において、次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。

- 1 教育財産の目的外使用許可に伴う 使用料の調定事務が3月を超えて遅れていた。また、納付期限後20日以 内に督促状を発行していなかった。
- 2 領収した現金の納付について、神 奈川県財務規則に定められた期間内 に指定金融機関等に納付していない ものがあった。

指導事項の収入事務については、次のと おり措置した。

- 1 収入調定の遅れ及び督促状の未発行については、早期に調定すべきであるという認識が不十分であったこと及び進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、年度開始後の速やかな調定事務の執行について周知するとともに、複数の職員による進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
- 2 領収現金の納付遅延については、神奈川 県財務規則の理解が不足していたこと及 び進行管理が適正に行われていなかった ことによるものである。

今後は、このようなことがないよう、規則の周知徹底を図るとともに、複数の職員による相互の進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名 神奈川県立伊勢原高等学校
- 2 監査実施日

平成23年1月14日(平成22年12月2日職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表 平成23年7月29日(神奈川県公報号外第51号)神奈川県監査委員公表第14号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

### 監査の結果

### (指導事項)

次のとおり誤りがあり、事務処理が 著しく不適切であった。

- 1 予算の執行において、物品の購入 に当たり、平成 22 年 3 月 31 日付け 会指第 102 号会計課長通知及び物品 検収要領に反して、執行伺の決裁前 に発注書を送付し、納品に伴う検査 も行っていた。
- 2 財産管理事務において、敷地内に 駐車禁止の標識等が許可なく設置さ れているものを放置していた。

### 措置の内容

指導事項については、次のとおり措置した。

1 予算の執行については、適正な会計事務処理についての認識が不足していたこと及び関係法令等の理解が不十分であったことによるものである。

今後は、このようなことがないよう、 関係法令等の理解の向上に努めるととも に、複数の職員による点検や進行管理を 徹底することにより、適正な事務執行に 努めることとした。

2 財産管理事務については、財産管理者 の境界線の認識不足によるものであり、 標識等については、平成22年12月8日 に使用承認を行った。

今後は、このようなことがないよう、

教育財産の管理等に関する規程に基づく 適切な財産管理を徹底することにより、 適正な事務執行に努めることとした。

1 監査実施箇所名

神奈川県立伊志田高等学校

2 監査実施日

平成23年5月27日(平成23年4月28日職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表 平成23年11月4日(神奈川県公報号外第68号)神奈川県監査委員公表第16号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

| 監査の結果   | 措置の内容   |
|---|---|
| (指導事項)<br>収入事務において、領収した現金について、神奈川県財務規則に定められた納付期限を過ぎて納付していたものがあった。 | 指導事項については、職員相互の点検体制が不十分なため、納付を失念したまま納付期限が過ぎてしまったものである。<br>今後は、このようなことがないよう、当日の現金管理とその納付日を職員相互で確認するなど、出納員を中心とした点検体制を整えることにより、適正な事務執行に努めることとした。 |

- 1 監査実施箇所名
  - 神奈川県立吉田島総合高等学校
- 2 監査実施日
  - 平成23年6月7日(平成23年4月28日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表
  - 平成23年11月4日(神奈川県公報号外第68号)神奈川県監査委員公表第16号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

| 監査の結果   | 措置の内容  |
|---|--|
| (指導事項)<br>契約事務において、業務用冷凍冷蔵<br>庫の買換えに伴う既存品の処分に当た<br>り、フロンガスの回収及び産業廃棄物<br>としての運搬・処分を個別に契約すべき<br>ところ、購入業者と一括して契約して<br>いた。また、適用すべき支出科目も誤<br>っていた。 | 指導事項については、関係法令等諸規定の理解が不足していたことによるものである。<br>今後は、このようなことがないよう、関係法令等の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適切な事務執行に努めることとした。 |

1 監査実施箇所名

神奈川県立鶴見養護学校

- 2 監査実施日
  - 平成 23 年 5 月 31 日 (平成 23 年 4 月 26 日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表 平成23年11月4日(神奈川県公報号外第68号)神奈川県監査委員公表第16号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

### 監査の結果

# )結果 措置の内容

# (指導事項)

次のとおり誤りがあり、事務処理が 著しく不適切であった。

- 1 契約事務において、電話装置の再 リースに当たり、年度を超えて契約 を締結し、翌年度分まで支払ってい た。
- 2 歳計外現金事務において、所得税 を納付期限後に納付しているものが あり、延滞税 1,200 円が加算される とともに、不納付加算税 5,000 円が 徴収されていた。

指導事項については、次のとおり措置した。

- 1 契約事務については、関係法令の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、 関係法令の理解の向上を図るとともに、 複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
- 2 歳計外現金事務については、加給分の 支払に対する認識が不足していたこと及 び進行管理が不十分であったことによる ものである。

今後は、このようなことがないよう、 歳計外現金の納付事務について再確認す るとともに、複数の職員による確認を徹 底することにより、適正な事務執行に努 めることとした。

- 1 監査実施箇所名 神奈川県立高津養護学校
- 2 監查実施日
  - 平成23年5月30日(平成23年5月16日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表 平成23年11月4日(神奈川県公報号外第68号)神奈川県監査委員公表第16号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

### 監査の結果

### 措置の内容

### (指導事項)

プリメインアンプほか3点の物品購入に当たり、次のとおり事務処理が著しく不適切であった。

- 1 予算の執行において、支出負担行 為を納品後に行っていた。
- 2 支出事務において、納品検査に当 たり検査員等が指定されておらず、 検査員等による検査の完了報告がな されていなかった。

指導事項については、次のとおり措置した。

1 予算の執行については、適正な会計事務処理に対する認識や神奈川県財務規則の基本的理解が不足していたことによるものである。

今後は、このようなことがないよう、 規則の周知徹底を図り、会計事務の基本 にのっとって、適正な事務執行に努める こととした。 2 支出事務については、物品検収要領の 改正に関する理解が不十分であったこと によるものである。

今後は、このようなことがないよう、 制度の改正に留意するとともに、関係通 知等の理解の向上を図ることにより適正 な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名 神奈川県立鎌倉養護学校
- 2 監査実施日
  - 平成23年4月13日(平成23年2月24日職員調査) 監査の結果に関する報告の公表
- 平成 23 年 11 月 4 日 (神奈川県公報号外第 68 号) 神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

| 監査の結果  | 措置の内容   |
|--|---|
| (指導事項)<br>支出事務において、生徒の検診料に<br>履行確認後3月を超えて支払っている<br>ものがあった。 | 指導事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。<br>今後は、このようなことがないよう、職員相互の点検を行い、複数の職員による進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 |

- 1 監査実施箇所名 神奈川県立小田原養護学校
- 2 監査実施日

平成 23 年 5 月 30 日 (平成 23 年 4 月 28 日職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

| 監査の結果   | 措置の内容  |
|---|--|
| (指導事項)<br>契約事務において、グリストラップ<br>清掃・汚泥処理業務委託契約に当たり、<br>適法な見積書の提出及び適法な契約の<br>締結を欠いており、著しく不適切な事<br>務処理であった。また、更新後の許可<br>証の写しの添付がなされていなかった。 | 指導事項については、業務委託契約に係る事務に関する関係法令の理解が不十分であったことによるものである。<br>今後は、このようなことがないよう、関係法令の理解の向上を図るとともに、執行書類の再確認を含め、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 |

平成23年11月4日(神奈川県公報号外第68号)神奈川県監査委員公表第16号